

政治分野の男女格差 世界最悪?!

～どうしたら抜け出せるか?～

川橋 幸子(かわはし ゆきこ)
クオータ制を推進する会
WIN WIN推薦運営委員

「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」
シャインィ・ワークス公式サイドイベント
『105位からの挑戦』2014年9月16日

日本は、世界の最低ランキング

(下院又は1院)

世界平均 22.3%

アジア平均 19.0%

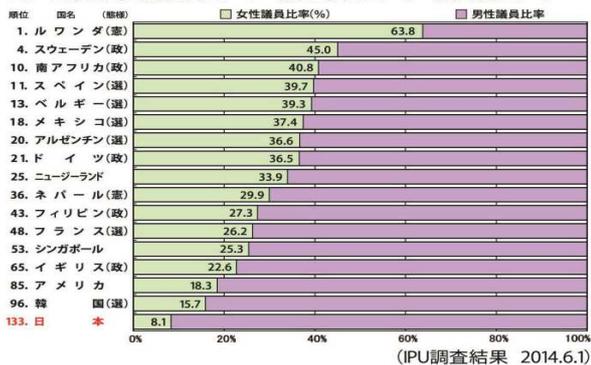
日本・衆議院 8.1%

(IPU調査、188か国対象、2014年6月現在。同一順位国をカウントすると161位)

2

世界の下院女性議員比率・順位と、クオータ制の態様

クオータ制の態様: (憲)憲法クオータ (選)選挙法クオータ (政)政党クオータ



3

地方議会に少ない女性議員

特別区議会	25.9%
政令指定都市議会	16.5%
市議会	13.1%
都道府県議会	8.8%
町村議会	8.7%
合計	11.6%

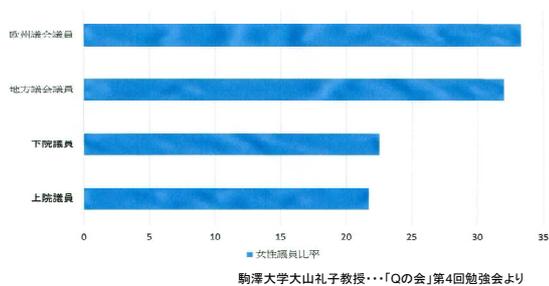
★ 2013年12月現在、町村議会の4割近くは女性ゼロ

平成26年版男女共同参画白書

4

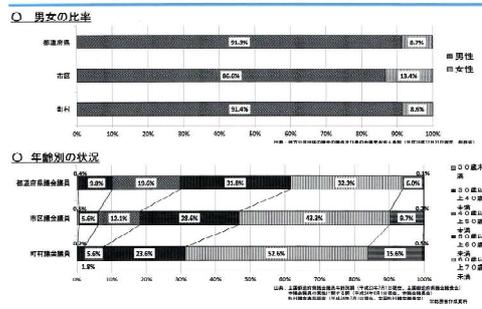
国会議員と地方議員の女性比率: イギリスの場合

CENTRE FOR WOMEN AND DEMOCRACY, SEX AND POWER 2013 WHO RUNS BRITAIN?



5

地方議会議員の概況(男女の比率、年齢の状況)



6

女性議員が少ないと何が問題？(1)

政策決定を歪める

投票価値の不平等(人口格差)だけが問題なのではない。

過剰代表地域の声が立法過程(あるいは政権選択)にも過剰に反映され、政策決定を歪めることのほうが大問題。

女性議員の少なさも、そのこと自体よりも、女性の少ない(いない)場所での政策決定の歪みが問題。

駒澤大学大山礼子教授・・・「Qの会」第4回勉強会より

7

女性議員が少ないと何が問題？(2)

議会への信頼性が失われる

今、国会や地方議会に対する信頼感が低下している大きな原因の一つは、国民・住民から見て議員が自分たちの代表とは思えないことではないか？

議会への信頼低下は政治への信頼低下に直結し、代議制民主主義を崩壊す危険をとまらう。

↓
社会的代表性の回復が必要

駒澤大学大山礼子教授・・・「Qの会」第4回勉強会より

8

世界の潮流

—100カ国がクオータ制を導入

100カ国がクオータ制を導入

「憲法クオータ」(議席割り当て)・・・17カ国1地域

「選挙法クオータ」(候補者割り当て)・・・64カ国

「政党クオータ」(自発的な候補者割り当て)・・・49カ国

※これらの制度を重複して導入する国がある:2013年現在

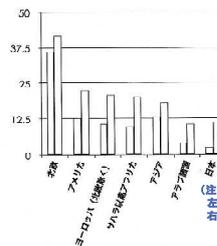
世界の潮流

1970年代末に北欧で始まったクオータ制は、1980年代に先進国を中心に「政党クオータ」が、1990年代半ばから世界各国に「選挙法クオータ」が広がった。

上智大学三浦まり教授・・・「Qの会」第1回勉強会より

9

女性議員比率(下院)の急増



30%を超えた国(47カ国+1地域)

クオータ制の採用国:31カ国+1地域
態様:

法律型(政党型含む):18カ国+1地域

ルアンダ、セネガル、エクアドル、ベルギー、スペイン、コスタリカ、東チモール、メキシコ、アンゴラ、アルゼンチン、タンザニア、ウガンダ、マケドニア、セルビア、(台湾)、スロベニア、アルジェリア、ガイアナ、ポルトガル

政党型:13カ国

スウェーデン、南アフリカ、ニカラガ、アイスランド、ノルウェー、モザンビーク、オランダ、ドイツ、オーストリア、ジンバブエ、イタリア、カメルーン、スイス

クオータ制のない国:8カ国

アンドラ、キューバ、セーシェル、フィンランド、デンマーク(廃止)、ニュージーランド、グレナダ、ブルンジ

(注)棒グラフ

左:1995年

右:2011年

上智大学三浦まり教授

2014年8月31日NWEC

「Qの会」主催ワークショップより

10

クオータ制で

女性議員を増やす必要性は何か？

第1 「実質的な」機会の平等の保障

能力、資質不足の女性に「ゲタ」を履かせるものではない。

「形式的」に男女平等が保障される民主主義制度の下でも、実質的な機会の平等を妨げる慣習等があり、「実質的な」機会の平等を保障するために必要

第2 男女異なるがゆえに女性議員を増やす必要

男女双方の異なる社会経験や身体経験は大きな資源であり。

多様な女性の権利や利益を代表する当事者として、女性議員を増やすことが必要

第3 女性の政治的代表的保障が民主主義のあり方を変える

意思決定過程の民主的正当性を高めるために女性の参画が必要

熟議を通じて合意形成を図り、民主主義を深化させる。

出典:上智大学三浦まり教授共編著『ジェンダー・クオータ』(明石書店2014年発行)より

文責/川嶋 幸子

11

違憲論 改革意欲がないがための反対論

1 憲法第14条の解釈—「法の下での平等」から「法による平等」へ

機会の平等の実質的保障と解する。

2. 男女共同参画社会基本法第2条—積極的改善措置の推進

「男女間の格差を改善するために必要な範囲内において(略)、当該機会を積極的に提供」と規定

3. 男女共同参画基本計画—第2次計画で『202030』の目標を決定(2005年)

第3次計画では、積極的改善措置の一つに、クオータ制を明記(2010年)

4. 女性差別撤廃条約第4条1項—

男女の事実上の平等促進を目的とする暫定的特別措置を規定

女性差別撤廃委員会(CEDAW)の最終見解は、「数値目標とスケジュールを設定した暫定的特別措置の導入」を勧告し、

日本にフォローアップを求めた(2009年)



WIN WIN 編著

パド・ウィメンズ・オフィス2013年

東北大学大学院法学研究科社村みよ子教授・・・『クオータ制の実現をめざす』第3章「政治分野のクオータ制推進に向けて」

12